

掲 載 項	誤	正
<p>災害関係法令例規集 査定関係 P七一</p>	<p>○港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領 第二 3 適用除外 (3) ホ その他各号に掲げるものに類する災害</p>	<p>○港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領 第三 3 適用除外 (3) ホ その他前各号に掲げるものに類する災害</p>
<p>査定関係 P七三</p>	<p>第三 1 原形復旧 (2) イ (二) その他前号に掲げるものに類する工事</p>	<p>第三 1 原形復旧 (2) イ (二) その他前各号に掲げるものに類する工事</p>
<p>査定関係 P七五</p>	<p>第三 2 原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合 (2) ル その他前号に掲げるものに類する工事</p>	<p>第三 2 原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合 (2) ル その他前各号に掲げるものに類する工事</p>
<p>査定関係 P八四</p>	<p>○査定要領取扱 改正 昭和四七年 七月一二日港災第七六三号 同 五九年 九月一四日同 第九四二号 平成一〇年一二月二一日港海第四五四号 同 一二年 三月二七日同 第一〇一号</p>	<p>○査定要領取扱 改正 昭和四七年 七月一二日港災第七六三号 同 五九年 九月一四日同 第九四二号 平成一〇年一二月二一日港海第四五四号 同 一二年 三月二七日同 第一〇一号 同 二〇年 九月一二日国港海第一三一号</p>
<p>設計書関係 P一七八</p>	<p>○港湾関係災害復旧事業に係る設計単価及び歩掛の作成について (第一号様式) 番 号 年月日 国土交通大臣（氏名）あて 都道府県知事氏名 印 ○○年発生港湾関係災害復旧事業設計単価及び歩掛協議書 ○○年発生港湾関係災害復旧事業に係る設計単価及び歩掛について、公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法施行令第6条第2項の規定に基づき同意され●別紙のとおり協議します。 (●は文字潰れ) (注) 別紙に①労務単価表（第二号様式） ②歩 掛 表（第三号様式） を添附すること。</p>	<p>○港湾関係災害復旧事業に係る設計単価及び歩掛の作成について (第一号様式) 番 号 年月日 国土交通大臣（氏名）あて 都道府県知事氏名 印 ○○年発生港湾関係災害復旧事業設計単価及び歩掛協議書 ○○年発生港湾関係災害復旧事業に係る設計単価及び歩掛について、公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法施行令第6条第2項の規定に基づき同意されたく別紙のとおり協議します。 (注) 別紙に①労務単価表（第二号様式） ②歩 掛 表（第三号様式） を添附すること。</p>

掲 載 項	誤	正
設計委託費 P一九七	<p>○国土交通省所管港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要領</p> <p>(適用事業等)</p> <p>第三</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する箇所に係る負担法が適用される国土平成七年六月七日港海 第四二一号 () 一九六国土交通省所管港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要領 交通省所管の港湾関係災害復旧事業のうち、第二一に規定する委託費等の額が、当該箇所ごとに五百万円以上で、かつ、工事費(負担法施行令第四条第一項の工事費をいう。以下「決定工事費」という。)に対する割合が七パーセント以上であるもの。但し、決定工事費には、工事雑費、応急仮工事費、内未成額及び内転属額を含めないものとする。 ア～エ(略)</p>	<p>○国土交通省所管港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要領</p> <p>(適用事業等)</p> <p>第三</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する箇所に係る負担法が適用される国土交通省所管の港湾関係災害復旧事業のうち、第二一に規定する委託費等の額が、当該箇所ごとに五百万円以上で、かつ、工事費(負担法施行令第四条第一項の工事費をいう。以下「決定工事費」という。)に対する割合が七パーセント以上であるもの。但し、決定工事費には、工事雑費、応急仮工事費、内未成額及び内転属額を含めないものとする。 ア～エ(略)</p>
直轄災害 P三四五 ～P三四七	<p>○「直轄港湾等災害復旧事業取扱要綱」の取扱いについて</p> <p>第一 直轄港湾等災害復旧事業の範囲(要綱第二条関係)</p> <p>1 要綱第二条第一号のロの(1)に規定する施設は、次に掲げるものとする。 (1)～(4)(略)</p> <p>2 要綱第二条第一号のロの(2)に規定する大規模なものは、埋立処分の用に供される場所の埋立容量が一、五〇〇万立方メートル以上の廃棄物埋立護岸とする。</p> <p>3 要綱第二条第一号のロの(3)に規定する大規模なものは、面積二五ヘクタール以上の泊地及び当該泊地を防護する防波堤とする。</p> <p>第二 国庫負担率について(要綱第二条関係) 要綱第二条第四号に定めるその他施設に係る負担率は、開発保全航路に係る施設を除き、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第五条の規定を準用する。</p> <p>第三 (略)</p> <p>第四 緊急復旧事業について(要綱第十条関係) 要綱第十条に定める緊急復旧事業の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>1 緊急復旧事業の範囲 (1)～(6)(略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>○「直轄港湾等災害復旧事業取扱要綱」の取扱いについて</p> <p>第一 直轄港湾等災害復旧事業の範囲(要綱第二条関係)</p> <p>1 <u>要綱第二条第一号の(1)に規定する係留施設は、国土交通大臣が港湾の配置及び取扱貨物量を考慮して地震に対する安全性の向上を図る必要があると認める外貿コンテナ岸壁等(コンテナ貨物の運送に係る外国貿易船(外国貿易のため本邦と外国の間を往復する船舶をいう。))を専ら係留するための岸壁又は棧橋をいう。</u>であって水深一六メートル以上のもの</p> <p>2 要綱第二条第一号のロの(2)に規定する施設は、次に掲げるものとする。 (1)～(4)(略)</p> <p>3 要綱第二条第一号のロの(3)に規定する大規模なものは、埋立処分の用に供される場所の埋立容量が一、五〇〇万立方メートル以上の廃棄物埋立護岸とする。</p> <p>4 要綱第二条第一号のロの(4)に規定する大規模なものは、面積二五ヘクタール以上の泊地及び当該泊地を防護する防波堤とする。</p> <p>第二 国庫負担率について(要綱第二条関係) 要綱第二条第五号に定めるその他施設に係る負担率は、開発保全航路に係る施設を除き、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第五条の規定を準用する。</p> <p>第三 (略)</p> <p>第四 緊急復旧事業について(要綱第十条関係) 要綱第十条に定める緊急復旧事業の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>1 緊急復旧事業の範囲 (1)～(6)(略)</p> <p>(7) <u>港湾広域防災施設であって、広域災害応急対策を実施するために緊急に施行しなければならない施設の仮復旧工事</u></p> <p>(8) <u>被災した荷さばき地又は港湾施設用地を緊急に施行しなければならない産業上重大な支障を及ぼす場合において、緊急に施行しなければならない仮復旧工事</u></p> <p>(9) <u>港湾法第五十五条の三の三に基づき国土交通大臣が管理する港湾施設であって、緊急に施行しなければならない施設の復旧工事</u></p> <p>2 (略)</p>

掲 載 項	誤	正
	第五 (略)	第五 (略) 第六 管理者との事前調整について 要綱第二条第四号に規定する施設を復旧する場合は、復旧内容を国と管理者で事前調整するものとする。 附 則 1 この要綱は、平成三〇年七月一九日から適用する。 2 「直轄港湾等災害復旧事業取扱要綱」の取扱いについては平成二八年三月二八日国港海第二三三号は廃止する。
港湾関係公共土木施設災害復旧事業の取扱い(実務編) 第一編 第4 P27	1. 原形復旧 第三-1-(2) イ (二) その他前号に掲げるものに類する工事	1. 原形復旧 第三-1-(2) イ (二) その他前各号に掲げるものに類する工事
第一編 第8 P124	8. 災害関係調書一覧 「港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定関係調書の様式」 1. ～9. (略) 10. (1)～(3) (略) (4) 深度等調書 (〃 8-2) (5) (略) 11. ～16. (略)	8. 災害関係調書一覧 「港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定関係調書の様式」 1. ～9. (略) 10. (1)～(3) (略) (4) 震度等調書 (〃 8-2) (5) (略) 11. ～16. (略)
第一編 第8 P132	8. 災害関係調書一覧 (様式8) 気象・海象等関係調書 (1)～(3) (略) (4) 深度等調書 (様式8-3) (5) (略)	8. 災害関係調書一覧 (様式8) 気象・海象等関係調書 (1)～(3) (略) (4) 震度等調書 (様式8-3) (5) (略)
第一編 第8 P144	8. 災害関係調書一覧 2) 査定設計書の鑑の朱書き方法について (11) 査定要領第十により失格とした場合は「工事費」の「決定」欄に「欠格」と記入し、「適用」欄に「欠格理由の名称」を記入する。	8. 災害関係調書一覧 2) 査定設計書の鑑の朱書き方法について (11) 査定要領第十により欠格とした場合は「工事費」の「決定」欄に「欠格」と記入し、「適用」欄に「欠格理由の名称」を記入する。
第二編 第3 P221	直轄港湾等災害復旧事業取扱要領第4条第1項において、以下の(1)～(4)の直轄港湾等災害調査等を、災害発生後、原則として30日以内に国土交通大臣あてに提出されることとされている。(以下略)	直轄港湾等災害復旧事業取扱要綱第4条第1項において、以下の(1)～(4)の直轄港湾等災害調査等を、災害発生後、原則として30日以内に国土交通大臣あてに提出されることとされている。(以下略)